

財務省告示第百六十六号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十年四月十日に発行した利付国債の発行条  
件を次のとおり告示する。  
平成二十年五月九日

財務大臣 額賀 福志郎

- 一 名称及び記号  
（第十五回）  
利付国庫債券（物価連動・十年）
- 二 発行の根拠  
（昭和三十二年法律第三十四号）第四条第一項及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
- 三 振替法の適用  
社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 四 発行方法  
入札（以下「利回り競争入札」という。）による発行（以下「利回り競争入札発行」という。）及び利回り競争入札の募入の決定を、財務大臣が行われる入札であるとして、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定め、市場特別参加者・以下「価格競争入札発行」という。）
- 五 募入決定の方法



九 振替単位

十 発行日

十一 発行価格

十二 利率

十三 発行日

十四 算

方法の計算

振替法の規定による振替口座簿  
 の記載又は記録は、最低額面金  
 額の整数倍の金額によるものと  
 する。  
 平成二十年四月十日  
 額面金額百円につき百円  
 年一・四パーセント  
 監 国 貯 監 の 監 監 x 0 . 6 6 9

各利子支払期及び償還期限にお  
 ける償還元金額は、各利子支  
 期及び償還期限の属する月の三  
 月前の消費者物価指数（総務省  
 が小売物価統計（指定統計第三  
 十五号）の作成するための調査結  
 果に基づき作成する全国消費者物  
 価指数のうち生鮮食品を除く総合  
 指数をいう。以下同じ。）を百  
 九で除して得た数（小数点以下  
 第三位未満の端数があるとき  
 は、これを四捨五入したもの。）  
 に額面金額を乗じて得た額とす  
 る。ただし、消費者物価指数の  
 基準改定が行われ、改定後の基  
 準に基づく場合においては、財  
 務大臣が公表された日以降の各  
 利子支払期及び償還元金額  
 び償還期限に定める償還元金  
 額は、財務大臣が定める方法  
 により算出される数（小数点以  
 下第三位未満の端数があるときは、

十五  
の経過  
払込利  
み子

これを四捨五入したものに額  
面金額を乗じて得た額とする。  
募入決定の通知を受けた者は、  
払込金額に追加を、次の算式によ  
り算出した金額を第二十二号に  
規定する期日に払い込むものと  
する。

$$\text{額面金額の総額} \times 0.996 \times \frac{1.4}{100}$$

$$\times \frac{31}{365}$$

十六  
初期利  
子

平成二十年九月十日を支払期と  
し、次の算式により算出した金  
額を支払う。ただし、支払期が  
銀行休業日に当たるときは、そ  
の翌営業日に支払う（以下、次  
号及び第十八号において規定す  
る期日について同じ。）。

第十四号の規定により算出された

$$\text{支払期における想定元金額} \times \frac{1.4}{100}$$

$$\times \frac{1}{2}$$

十七  
第二期  
の利子  
以後

毎年三月十日及び九月十日を支  
払期とし、各支払期において、  
次の算式により算出した金額を  
支払う。

第十号の期に定おけるり想定元金額

$$\times \frac{1.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

二 十 二	二 十 一	二 十	十 九	十 八
払 込 期 日	者 入 札 参 加	払 場 所	元 利 金 支	償 還 金 額
平 成 二 十 年 四 月 十 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行	た 償 還 期 限 に お け る 想 定 元 金 額	第 十 四 号 の 規 定 に よ り 算 出 さ れ
				平 成 三 十 年 三 月 十 日